

議案第89号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）<u>第11条第2項</u>の規定に基づき、<u>警察職員</u>（以下「職員」という。）の特殊勤務手当の種類、<u>支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、<u>警察職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>
<p><u>(特殊勤務手当の種類)</u></p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(特殊勤務手当の種類)</u></p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>

(1) 犯罪予防・捜査手当

(2) 警ら手当

(3) 犯罪鑑識手当

(4) 運転免許技能試験手当

(5) 交通捜査取締手当

(6) 死体取扱手当

(7) 看守手当

(8) 緊急走行手当

(9) 警備艇運航手当

(10) 通信指令手当

(11) 特殊危険物質危険区域内作業手当

(12) 潜水手当

(13) 航空手当

(14) 爆発物処理作業手当

(15) 特殊危険物質処理作業手当

(16) 災害応急手当

(1) 作業手当

(17) 身辺警護手当

(18) 海外犯罪情報収集手当

(19) 銃器犯罪捜査手当

(20) 略

(犯罪予防・捜査手当)

第3条 犯罪予防・捜査手当は、職員が犯罪の予防、捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事したときに支給する。

(2) 略

(作業手当)

第3条 作業手当は、警察職員が専ら次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業

(2) 警ら作業

(3) 犯罪鑑識作業

(4) 道路上で行う自動車の運転免許技能試験作業

(5) 交通取締作業

(6) 火薬類及び高圧ガス取締作業

(7) 死体取扱作業

(8) 看守作業

- (9) けん銃操法指導作業
 - (10) 警察活動のための自動車の運転作業
 - (11) 警備用船舶の運航作業
 - (12) 無線電話による通信作業
 - (13) 爆発物取扱作業
 - (13の2) 特殊危険物質危険区域内作業
 - (14) 潜水作業
 - (15) 航空機搭乗作業
 - (16) 爆発物処理作業
 - (16の2) 特殊危険物質処理作業
 - (17) 災害救助等作業
 - (18) 身辺警護等作業
 - (19) 海外犯罪情報収集作業
 - (20) 銃器犯罪捜査作業
- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき560円とする。
- 2 前項第2号、第10号及び第12号から第20号までの作業の範囲は、人事委員会規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、職員が捜査本部（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項に規定する捜査本部をいう。以下同じ。）において第1項の作業（当該捜査本部が設置された日から起算して30日を経過するまでの期間におけるものに限る。）に従事した場合における同項の手当の額は、前項に定める額に当該作業にその従事した日1日につき280円を加算した額とする。

（警ら手当）

第4条 警ら手当は、職員が警ら活動中に犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき340円とする。

(犯罪鑑識手当)

第5条 犯罪鑑識手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が犯罪鑑識のための証拠の採取又は鑑定の作業に従事したとき。

(2) 職員が実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 現場において行われる作業 560円

(2) 前号の作業以外の作業 280円

(運転免許技能試験手当)

第6条 運転免許技能試験手当は、職員が道路上で行う自動車の運転免許技能試験の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円

とする。

(交通捜査取締手当)

第7条 交通捜査取締手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が交通事件又は交通事故の捜査の作業に従事したとき。
- (2) 職員が交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業に従事したとき。
- (3) 職員が高速道路上において行う交通取締作業に従事したとき。
- (4) 職員が前2号に掲げる作業以外の交通取締作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号の作業 560円
- (2) 前項第3号の作業 460円

(3) 前項第4号の作業 310円

3 前項の規定にかかわらず、職員が高速道路上において第1項第1号の作業に従事した場合における同項の手当の額は、前項第1号に定める額にその従事した日1日につき280円を加算した額とする。

(死体取扱手当)

第8条 死体取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 人事委員会規則で定める職員が検視の作業に従事したとき。
- (2) 職員（前号に定めるものを除く。）が死体取扱作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 検視した死体1体につき3,200円
- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき1,600円

3 前項の規定にかかわらず、職員が第1項第2号の作業のうち、

人事委員会が定める特別なものに従事した場合における同項の手
当の額は、前項第2号に定める額にその額の100分の100に相当す
る額を加算した額とする。

(看守手当)

第9条 看守手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が警察留置場において被疑者の看守の作業に従事した
とき。
- (2) 職員が被疑者を他の警察署又は機関等へ護送する作業に從
事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき330円
とする。

(緊急走行手当)

第10条 緊急走行手当は、職員が道路交通法（昭和35年法律第105
号）第39条第1項に規定する緊急自動車に乗車し、緊急走行の作

業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日 1 日につき420円
とする。

(警備艇運航手当)

第11条 警備艇運航手当は、職員が警察活動のため警備艇の運航の
作業に従事したとき（次の各号のいずれかに該当するときに限
る。）に支給する。

（1）日没時から日出時までの間

（2）気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条又は第
5条に規定する注意報及び警報のうち運航作業において危険と
認められるものが行われている期間

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日 1 日につき300円
とする。

(通信指令手当)

第12条 通信指令手当は、人事委員会規則で定める職員が緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円とする。

(特殊危険物質危険区域内作業手当)

第13条 特殊危険物質危険区域内作業手当は、職員が特殊危険物質(サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等をいう。以下同じ。)による被害の危険がある区域内において行う作業(第17条に規定する特殊危険物質処理作業手当の支給の対象となる作業を除く。)に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき250円とする。

(潜水手当)

第14条 潜水手当は、職員が潜水器具を着装して行う潜水の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20メートルまでのとき。 300円

(2) 20メートルを超え、30メートルまでのとき。 600円

(3) 30メートルを超えるとき。 1,200円

3 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる作業に従事した場合における第1項の手当の額は、前項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

(1) 転覆した船舶内にいる遭難者の救助のための作業

(2) 水温10度以下における作業

4 前2項の規定にかかわらず、職員が第1項の作業のうち、ヘドロ、危険物等の堆積による劣悪又は危険な環境の下において行わ

れるものに従事した場合における同項の手当の額は、前2項の規定により得られる額にその額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(航空手当)

第15条 航空手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 次に掲げる職員が航空機の操縦又は整備の作業に従事したとき。

ア 航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する事業用操縦士の資格を有する職員

イ 航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員

(2) 職員が航空機に搭乗し、次に掲げる作業に従事したとき。

ア 航空機の操縦

イ 航空機の整備

ウ 捜索救難、犯罪の搜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその

他の警察活動

エ 教育訓練

2 前項第1号の手当の額は、職員が作業に従事した月1月につき、
次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
額とする。

- (1) 前項第1号アの職員 35,000円
- (2) 前項第1号イの職員 20,000円

3 第1項第2号の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間
につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号
に定める額とする。

- (1) 第1項第2号アの作業 5,100円
- (2) 第1項第2号イの作業 2,200円
- (3) 第1項第2号ウの作業 1,200円
- (4) 第1項第2号エの作業 300円

4 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる作業に従事した場
合における第1項第2号の手当の額は、前項に定める額にその額

の100分の100（当該作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、100分の150）に相当する額を加算した額とする。

- (1) 海上における飛行距離が100キロメートル以上の捜索作業
 - (2) 高度100メートル以下の低空をヘリコプターにより30分以上飛行して行う海上における捜索作業（前号に掲げる作業を除く。）
 - (3) 第1項第2号ウ又はエの作業のうち空中で停止飛行したヘリコプターにより行うつり上げ作業
 - (4) 第1項第2号ウ又はエの作業のうち空中で停止飛行したヘリコプターにより行う降下の作業又は降下の作業を機外において補助する作業
- 5 前2項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項第2号の作業に従事した場合（前項に掲げるものを除く。）における第1項第2号の手当の額は、第3項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

(爆発物処理作業手当)

- 第16条 爆発物処理作業手当は、職員が爆発物容疑物件に接近して
行う作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した勤務1回につき
5,200円とする。

(特殊危険物質処理作業手当)

- 第17条 特殊危険物質処理作業手当は、次に掲げる場合に支給する。
- (1) 職員が特殊危険物質又はその疑いがある物質（以下「特殊
危険物質等」という。）が発散し、若しくは漏えいしている状
況の下で行う救助活動又は被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証
等の捜査活動のための作業に従事したとき。
- (2) 職員が特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が定めるも
のに従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した勤務1回につき、次

の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号又は第2号の作業のうち、特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている状況の下で行うもの 5,200円
- (2) 前項第2号の作業のうち、特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしていない状況の下で行うもの 2,600円

(災害応急手当)

第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が火薬類若しくは高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる作業に従事したとき。

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項の規定による立入検査

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第5項の規定による立入検査

(2) 職員が山岳における人命救助のための救難捜索の作業で危険かつ困難を伴うと人事委員会が認めるものに従事したとき。

(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。

(4) 職員が前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 300円

(2) 前項第2号の作業 600円

(3) 前項第3号及び第4号の作業 840円

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号又は第4号の手当の額

は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第3号に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 人事委員会が定める特別なものに従事した場合 前項第3号に定める額（前号の規定に該当する場合にあっては、同号の規定により得られる額）にその額の100分の100に相当する額を加算した額

（身辺警護手当）

第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事したとき。
- (2) 職員が皇族の側近警衛（前号に掲げるものを除く。）又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警

護の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 1,150円

(2) 前項第2号の作業 640円

(海外犯罪情報収集手当)

第20条 海外犯罪情報収集手当は、職員が日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき1,100円とする。

(銃器犯罪捜査手当)

第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携

帶して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業

(2) 銃器を所持する犯人の逮捕の作業

(3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業

(4) 銃器が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する張付け警戒の作業

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 1,640円

(2) 前項第2号の作業 1,100円

(3) 前項第3号の作業

ア 前項第1号の作業に付隨して行うもの 1,100円

イ 前項第2号の作業に付隨して行うもの 820円

(4) 前項第4号の作業 820円

(緊急な呼出し時における特例)

第22条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に申し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。

第4条 前条第1項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において人事委員会規則で定める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる作業 勤務1月につき1万100円又は勤務1日につき560円
- (2) 前条第1項第2号に掲げる作業 勤務1月につき6,200円又は勤務1日につき340円
- (3) 前条第1項第4号、第6号又は第8号から第13号の2までに掲げる作業 勤務1日につき640円
- (4) 前条第1項第7号に掲げる作業（次号に掲げるものを除く。） 勤務1日につき1,600円
- (5) 前条第1項第7号に掲げる作業（人事委員会が定めるものに限る。） 1体につき3,200円
- (6) 前条第1項第14号に掲げる作業 勤務1時間につき1,500円
- (7) 前条第1項第15号に掲げる作業 勤務1時間につき5,100円

円

(8) 前条第1項第16号又は第16号の2に掲げる作業 勤務1回につき5,200円

(9) 前条第1項第17号又は第19号に掲げる作業 勤務1日につき1,100円

(10) 前条第1項第18号に掲げる作業（次号に掲げるものを除く。） 勤務1日につき640円

(11) 前条第1項第18号に掲げる作業（人事委員会が定めるものに限る。） 勤務1日につき1,150円

(12) 前条第1項第20号に掲げる作業 勤務1日につき1,640円

2 警察職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。次条第2項において同じ。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に關し人事委員会が定める特別な事情の下で前条第1項第1号、第3号、第5号、第16号、第16号の2又は第20号に掲げる作業に従事したときは、前項に定める額に、その勤務1回につき1,240円を加

算する。

- 3 警察職員が前条第1項第1号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。
- 4 警察職員が前条第1項第5号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。
- 5 警察職員が、前条第1項第7号に掲げる作業（第1項第4号に掲げるものに限る。）であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の100に相当する額を加算する。
- 6 警察職員が、前条第1項第14号に掲げる作業であつて特に困難で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算する。
- 7 警察職員が、前条第1項第15号に掲げる作業であつて人事委

員会が定めるものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の30又は100分の45に相当する額を加算する。

8 警察職員が、前条第1項第15号に掲げる作業であって人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額（前項の規定に該当する場合にあっては、同項の規定により得られる額）にその勤務1日につき870円を加算する。

9 警察職員が、前条第1項第17号に掲げる作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算する。

10 警察職員が、前条第1項第17号に掲げる作業であって人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額（前項の規定に該当する場合にあっては、同項の規定により得られる額）にその額の100分の100に相当する額を加算する。

第4条の2 第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員には、

同項第1号から第3号まで、第5号、第6号又は第8号から第12号までに掲げる作業に係る日額の作業手当は、支給しない。

2 前項に規定する警察職員が正規の勤務時間以外の時間において、前条第2項に規定する特別な事情の下で第3条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる作業に従事したときは、前項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。
この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、前条第2項の規定による加算額に相当する額とする。

3 第1項に規定する警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。
この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第3項の規定による加算額に相当する額とする。

4 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が前条第4項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業

(夜間特殊業務手当)

第23条 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 1,100円
- (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務
 - ア 深夜における勤務時間が2時間以上であるもの 730円
 - イ 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 410円

に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第4項の規定による加算額に相当する額とする。

(夜間特殊業務手当)

第5条 略

第6条 前条の手当の額は、その勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

(併給禁止)

第24条 同一の日において、次の各号に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。

- (1) 犯罪予防・捜査手当
- (2) 警ら手当
- (3) 犯罪鑑識手当
- (4) 交通捜査取締手当
- (5) 看守手当
- (6) 緊急走行手当
- (7) 警備艇運航手当
- (8) 通信指令手当

(9) 災害応急手当（第18条第1項第1号に該当することにより
支給されるものに限る。）

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し
必要な事項は、人事委員会が定める。

（特殊勤務手当の支給）

第7条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し
必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。